

閣総皇式第3号

令和2年10月9日

厚生労働大臣 殿

内閣官房長官

(公印省略)

立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表の実施について (依命通知)

本日の閣議において、別紙のとおり決定されましたので、命により通知いたします。貴府省部内一般及び各公署等に対して、しかるべく御配慮願います。

立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表の実施について

〔令和2年10月9日〕
閣議決定

当分の間、延期することとされた立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について（令和2年3月24日閣議決定）は、同年11月8日に行う。

立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表の延期について

〔令和2年4月14日〕
閣 議 決 定

立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について(令和2年3月24日閣議決定)
中、「(4月19日)」を削り、祝意奉表については、当分の間、延期する。

立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について

〔令和2年3月24日〕
閣 議 決 定

立皇嗣宣明の儀当日（4月19日）、祝意を表するため、各府省においては、下記の措置をとるものとする。

記

- 1 国旗を掲揚すること。
- 2 地方公共団体に対しても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。
- 3 地方公共団体以外の公署、学校、会社、その他一般においても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。